

2．環境行動計画

2．1．環境行動計画の政策動向

環境行動計画は、EU の環境法の基本大綱となるもので、1977 年、1982 年、1986 年、1992 年、2002 年と実施されてきた。特に第 5 次環境行動計画の策定では、それまでの環境政策の見直しが行われ、政策転換が行われた。これは、第 4 次まで環境行動計画が実施されてきたにもかかわらず、環境の改善は見られず、むしろ悪化する傾向が見られたほか、環境政策の立案、意思決定の土台となる環境データの把握に不備が認められたからである。また、それまでの施策では経済成長に伴う経済活動の活発化による環境への負荷に対応できず、温室効果ガスの排出によるオゾン層の破壊とそれに伴う気候変動のようなグローバルな問題に対処するには、欧州だけの取り組みではなく、国際レベルで協調していくことが必要となったことも背景にある。

そのため第 5 次環境行動計画では、環境汚染を改善するという政策から、環境汚染を防止する政策へ転換を図るほか、環境保全と経済上、社会上の発展の調和を図るため、政治・経済レベルでの意思決定の調整のほか、環境政策への市民の参加を積極的に求める政策を打ち出した。これは同時に、環境保全と経済成長を両立させる持続可能な発展の概念に通じるもので、製造業、エネルギー、交通、農業、環境の分野で持続可能な発展を実現するために生産や消費パターンの転換を目的として、一般市民を含めて全ての分野が持続可能な発展のための責任を分担することが提唱された。

2．2．第 6 次環境行動計画

2．2．1．概要

欧州理事会は 1999 年のヘルシンキ会議において、第 5 次環境行動計画の成果がグローバルに展開しつつあることを指摘し、EU 委員会に対し 2000 年末までに第 6 次環境行動計画案の立案を要請するとともに、経済、社会、環境上の持続可能な発展に適した政策を実現するための長期戦略案を 2001 年 7 月の欧州理事会に提出するよう依頼した。長期戦略案は同時に、リオ宣言の過去 10 年間の成果を把握するものとの位置づけであった。

このような状況を受けて策定されたのが第 6 次環境行動計画であり、次ぎの 10 年間の EU の環境目標と実施すべき行動の大綱を提示するものである。第 6 次環境行動計画は、以下の 4 つの分野を行動の重点をととしている。

(1)気候変動への取り組み：

2008-2012 年までに温室効果ガスの排出量を 90 年比で 8%削減とする EU の目標の達成、さらに 2020 年までに温室効果ガスの排出量を 20-40%削減とする目標の達成。

(2)自然と生物多様性：

欧州における生物種の生存とその生息地の維持、Natura2000 ネットワークの確立、新しい地域生物多様性行動計画、風景保全への喚起、海洋環境保全のための新しいイニシアチブ。

(3)環境と健康：

EU の化学物質規制の根本的な改革、農薬からのリスクの削減戦略、水質保全、騒音防止、大気汚染防止のためのテーマ毎の戦略

(4)資源の持続可能な利用と廃棄物管理：

環境配慮型製品によるリサイクルの促進と廃棄物の抑制、スラジや生分解性廃棄物などの特殊廃棄物対策

これら 4 つの重点分野を考慮し、2004 年末までに以下の 7 つの戦略に関して欧州理事会と欧州議会が具体的な内容に関して採択するものとされた。

- ・ 欧州クリーンエア計画（CAFE）
- ・ 土地保全
- ・ 農薬の持続可能な利用
- ・ 海洋環境の保全
- ・ 廃棄物の抑制とリサイクル
- ・ 自然資源の持続可能な利用
- ・ 都市環境（グリーン都市）

欧州理事会は 2001 年 6 月 7 日、第 6 次環境行動計画の目標、スケジュール、戦略、グローバル環境政策において EU がイニシアチブを取ることなどに関して第 6 次環境行動計画案の内容に合意した。

それに対して欧州議会は 2001 年 5 月 30 日の第 1 回読会で、第 6 次環境行動計画案を承認するものの、目標の具体化、スケジュールの具体化を求めるとともに、EU 拡大にもっと配慮するよう要求した。さらに 2002 年 1 月 17 日の第 2 回読会では、以下をコメントした。

- ・ テーマ上の戦略は、EU 委員会が提案した 5 年後までではなく、遅くとも 2003 年までに実施可能な状態にすべき。実施は欧州理事会と欧州議会によって共同決定すべき。
- ・ 環境保全に反する補助金があった場合、それを記録するとともに、そうした補助金の給付を評価する方法を考えるべき。
- ・ まず地域レベルでの環境税の導入を考慮すべき。
- ・ 温室効果ガスの排出削減は 90 年比で 2020 年までに年間 1%ペースで削減する方向で進めるべき。
- ・ それぞれの施策は環境負荷行為に対して講じるべき。

欧州議会の第 2 回読会后、欧州理事会と欧州議会は第 6 次環境行動計画の修

正案に関して合意できなかったことから、両機関の調停が開始された。2002 年 3 月 19 日に両機関が合意した共同文が発表され、2002 年 5 月 30 日の欧州議会第 3 回読会で採択された。その中には、

- ・環境保全促進型税制とイニシアチブの導入
- ・2012 年以後の温室効果ガス排出削減の強化
- ・持続可能な交通システムを確立するための目標の策定

等、欧州議会にとり重要な内容が盛り込まれた。

欧州議会が第 2 回読会でコメントした「テーマ上の戦略は、EU 委員会が提案した 5 年後までではなく、遅くとも 2003 年までに実施可能な状態にすべき。実施は欧州理事会と欧州議会によって共同決定すべき。」という点に関しては、欧州議会の期待通りとはならなかったが、適切な場合には共同決定が認められ留他、テーマ上の戦略案は 2003 年までに提示されることとなった。

なお第 6 次環境行動計画は、最新の進展状況を考慮して、必要に応じて 2005 年に再検討され、修正されることとなっているものの、公の動きはない。

2.2.2. 反応

欧州の経済団体等は、第 6 次環境行動計画に関して以下のようにコメントしている。

(1) 欧州産業連盟 (UNICE) :

第 6 次環境行動計画は持続可能な発展の幅広い枠組みの中に盛り込む必要があり、将来の環境政策では、システムの経済影響評価と透明なコスト便益分析が必要。また、新しい規制をはじめる前に既存規制の完全実施を優先させるべき。

また気候変動問題では、ボランティアな取り組みや自主規制による取り組みが重要で、環境と健康問題では、科学的なリスク評価を新しい政策の基盤にしなければならない。

自然資源の持続可能な利用では、リサイクルが必ずしも一番環境にやさしいとは限らず、製品のライフサイクルについてもっと配慮すべき。

(2) 欧州手工業・中小企業連合会 (UEAPME) :

環境税などの導入よりは、自主規制や市場状況に合わせた手段を優先すべきだが、環境保全の要求と中小企業のビジネス環境の間に適切にバランスが取られていると評価。しかし、第 6 次環境行動計画で具体的な施策を推進するには、中小企業に対する技術上、資金上の支援が必要。

2.2.3. 廃棄物関連計画

第 6 次環境行動計画が廃棄物に関連する問題で記述している内容をまとめると、以下の通り。

1) 第 6 次環境行動計画案での内容 :

第 6 次環境行動計画案は、廃棄物に関して 1) 資源の効率利用と 2) 廃棄物の抑制と廃棄物経済の 2 つに分けて記述。

1 — 1) 資源の効率利用 :

第 6 次環境行動計画案は、金属や鉱物、炭化水素など再生が不可能な資源を利用すれば、廃棄物を発生させるので、それによって人間と環境に影響が出るが、同時にこうした再生不可能な資源の利用は、現代人がどれだけこれらの資源を利用して次世代にどの程度資源を残すべきかという倫理的な問題でもある。そして資源の効率利用では、“ 再生可能資源の利用と非再生可能資源の利用、それに伴う影響を配慮して、環境負荷能力を超える環境負荷を与えないようにするとともに、資源の合理的利用、経済の非物質化、廃棄物抑制によって経済成長を資源の利用から切り離す ” ことを総合目標として設定。

第 6 次環境行動計画案は、共同体の従来の方針では、特に非再生可能資源の利用に関し、多くの政策があるものの、経済成長を資源利用から切り離すために関連性のある政策を策定するまでに至っていない。そこで第 6 次環境行動計画案は、第一歩として特に非再生可能資源の利用に関して以下のようなコンセプトを構築すべき。

- ・ 優先順位を確定するために、基準を策定する条件を設定する。たとえば、どの資源に一番大きな問題があるか確認するため、分析や調査を実施する。策定される基準では、例えば、ある特定の資源の利用によって発生する環境汚染が長期的か否か、回復不可能か否か、次世代に代替物質が残されているか否か等が確認出来なければいけない。
- ・ たとえば、消費パターンの改革、資源の合理的な利用の促進、資源枯渇の回避、リサイクル率の引き上げ等により、資源利用を削減する政策を立案し、実施する。

さらに第 6 次環境行動計画案は、こうした戦略には例えば、以下のような施策を含めることも可能としている。

- ・ 資源利用の少ない製品と生産プロセスの研究開発
- ・ 産業界のためのベストプラクティス・プログラム
- ・ 自然資源利用への税収の分配、非再生可能原材料の利用への課税、資源効率利用技術や製品、サービスを促進するための手段の利用
- ・ 資源の乱用を促進する補助のカット
- ・ 統合製品政策 (IPP) における資源の合理的利用の促進、環境マークの付与、環境指向型調達、環境報告書の作成の促進

1 — 2) 廃棄物の抑制と廃棄物経済 :

第 6 次環境行動計画案は、社会が裕福になり、生産性が向上するに伴って製品に対する需要が増大して廃棄物量が増えていると指摘。同時に、製品が複雑

になり、健康や環境に負荷を与える物質が多く含まれるようになってきたとも指摘。廃棄物の増加は、有害物質の排出を増大させる他、貴重な資源の損失を招いているとした。同時にこうした状況に対応するために実施されている廃棄物管理の現実の環境への影響について、正確に把握できるデータがない状況とする他、新しい廃棄物処理施設には厳しい基準が設定されているが、既存の古い施設にはまだ十分に基準を満たせない施設が多いのも事実だと指摘。その背景には、加盟国が EU の廃棄物法規を完全に実施していないことがあると指摘している。このような状況を改善するため、第 6 次環境行動計画案では以下のような総合目標と個別目標を設定。

a) 総合目標：

- ・ 経済成長を廃棄物の発生から切り離し、廃棄物を抑制するためのイニシアチブの改善、資源を合理的に利用、消費パターンを持続可能なものに変えることで、廃棄物量全体を大幅に削減する。
- 今後発生する廃棄物に対しては、以下が念頭に置かれる。
- ・ 廃棄物は可能な限り有害でないものとし、少なくとも、健康や環境にごくわずかな危険しかもたらさないものとする。
- ・ 廃棄物の多くはリサイクルされて再（生）利用するか、コンポストのように環境のためになる形、あるいは少なくとも、有害でない形として環境に戻す。
- ・ 最終的に処分する必要のある廃棄物を最小限に止め、安全に破棄ないし処分する。
- ・ 廃棄物はできるだけ発生地に近い所で処理する。

b) 個別目標：

第 6 次環境行動計画期間中に最終的に処分される廃棄物量と有害廃棄物量を大幅に削減することが目標とされ、以下の目標値が設定された。

- ・ 最終的に処分される廃棄物量を 2000 年比で、2010 年までに 20%、2050 年までに 50%削減する。
- ・ 有害廃棄物量を 2000 年比で、2010 年までに 20%、2020 年までに 50%削減する。

EU の廃棄物政策では、廃棄物の抑制が最優先され、次に再利用（再利用、リサイクル／再生利用、エネルギーリサイクルに分かれるが、再利用が優先される）、最後に処分（エネルギーリサイクルしない焼却、埋立）が行われる。

EU の廃棄物規制は大別すると、

- (1) 廃棄物の定義、施設の認可、廃棄物輸送の管理に関する枠組み規制
- (2) 埋立処分地、焼却施設など処分施設の運転に関する規制
- (3) 製造物責任などリサイクル率を引き上げたり、廃棄物の有害性を軽減することに関する規制
- (4) 廃棄物データを把握するための規制

に分れる。第 6 次環境行動計画案では、このような政策概念が多くの加盟国と欧州議会から支持を得ており、将来も EU 委員会の中心的な政策概念となるとし、今後の重点はこれら既存の施策が加盟国により、一層適切に実施されることにあるとしている。EU の環境法の実施は加盟国の各自治体監督局に委任されている場合が多いため、EU 委員会は法規の策定に際し、これら地元監督局の意見を取り入れるとともに、地元監督局で実際に行われている措置についての情報交換を一層促進したいとしている。

新加盟国では、消費拡大と生活スタイルの変化に伴い既存廃棄物インフラへの負担が増大することが予想されることから、廃棄物管理の改善ばかりでなく、廃棄物の抑制とリサイクルの促進、インフラへの投資が当面重要な課題となる。

廃棄物の抑制

EU は有害性の少ない廃棄物量を削減する努力を行ってきたが、増大する廃棄物量を抑制するまでには至っていない。そのため第 6 次環境行動計画案は、量と質の両面で廃棄物の抑制、つまり廃棄物をできるだけ削減する、有害性のある廃棄物をできるだけ削減することに重点を置き、それを実現するには、経済成長を廃棄物の発生から切り離す以外に方法はないとしている。

廃棄物を抑制するためには、資源利用の効率化、消費パターンの改革、生産工程から処分するまでの製品チェーン全体での廃棄物量の削減が重要な課題となり、そのためには廃棄物をまず第一にその発生源で削減する努力が必要だとした。これは、ひとつに製品の寿命を延ばす、製品に利用する資源量を削減する、廃棄物の発生しにくい生産法へ移行させることで実現しなければならないとする一方で、廃棄物の少ない製品やサービスへの需要を増大させる必要があるとした。個別には、以下のような施策が考えられている。

- ・ 廃棄物の流れの中で最も大きな問題をもたらす有害物質を規定するとともに、可能な限り、有害性の少ない代替物質や代替製品デザインを促進する。代替が不可能な場合は、環境負荷を最小限に止めるために廃棄物を安全に回収、処理、リサイクルする閉鎖システムを製造者に確立させる。
- ・ 製品に有害物質をできるだけ使用しない、製品の寿命を延ばす、再使用を容易にするなどを目的とする統合製品政策 (IPP) と化学物質規制に廃棄物の抑制という概念を優先的に盛り込む。
- ・ 資源利用の多い、廃棄物を多量に発生させる製品とプロセスに課税する環境税など、経済的な手段を導入する。
- ・ 効果がある限り、製造者が自身の製品の発生廃棄物に対して責任を負う。
- ・ 廃棄物の発生を押さえた製品とプロセスに有利になるように、環境基準に準じた調達の促進、環境マークの付与、情報キャンペーン、その他の手段によって消費者の需要に影響を与える。
- ・ 製造業種 (鉱業、エネルギー、製造、建設、農業など) に応じて問題のある

有害な廃棄物の流れを把握する調査を行い、この種の廃棄物を削減して撤廃するために関連業界と積極的に協力する。例えば、技術革新を促進するための研究開発の資金融資、最適な技術や実践方法の普及の促進などが考えられている。

リサイクルの促進

EU の廃棄物の取扱いの順序からいうと、抑制できない廃棄物は可能な限り再（生）利用しなければならない。それにより、原材料の需要を抑制するわけだが、消費者においても、廃棄物を発生させない製品や容器包装を利用することにどのような意味があるのかについて、意識改革が求められる。

EU のリサイクル政策は、容器包装廃棄物や廃自動車など特定の優先された廃棄物に集中させ、そのリサイクル率を各加盟国に規定している。ここでは同時に、廃棄物管理と有害物質の削減を製造者に義務付けている。近年、これら製造物責任に基づいた法規を実施してきた経験から、リサイクルを総合的に促進するには全体的に関連性のある政策の必要性が指摘されている。つまり、環境への影響全体を考慮するほか、リサイクルの長所と短所、経済面と社会面についても考慮する必要性が指摘されており、再（生）利用やリサイクルが、現実の経済、技術の可能性を踏まえた上で、環境に便益をもたらすものである必要が強く意識され始めている。

このような議論を踏まえ、第 6 次環境行動計画案はリサイクルを促進するために、以下の行動を行うとしている。

- ・スラジに関する指令の改正
- ・建設副産物、解体廃棄物に関する勧告
- ・有機分解性廃棄物に関する法規の立法化
- ・廃棄物リサイクルに関する特殊戦略：
- ・優先的にリサイクルする廃棄物の確定
（これは、資源管理の優先、リサイクルが環境に便益をもたらすという条件の分析、リサイクルの総合性とコストなどを基準にして決定される。）
- ・優先的に回収、リサイクルする廃棄物の回収、リサイクルを確定するための政策上の施策（リサイクル目標、加盟国での進捗状況を把握、比較するための監視システムを含む）
- ・リサイクルされた再生材料を利用する市場を促進するための政策上の施策と手段

2) 2002 年 3 月 19 日に欧州理事会と欧州議会が合意した共同文での内容：

第 6 次環境行動計画の内容に関して欧州理事会と欧州議会が 2002 年 3 月 19 日に合意した共同文では廃棄物に関し以下について合意された。

1 . 目標の設定：

- ・廃棄物の抑制イニシアチブと資源の効率利用、より持続可能な生産と消費パ

ターンへの転換によって廃棄物発生量を大幅に削減する。

- ・埋立する廃棄物と有害性廃棄物の量を大幅に削減して、大気や水、土への排出を抑制する。
- ・発生する廃棄物の再使用を刺激する。ここで廃棄物の危険性は最小限に抑え、この種の廃棄物は優先的に回収、リサイクルする。処分される廃棄物は最小限かつ安全に処分し、可能な限り廃棄物の発生地に近い場所で処理する。

2．統合製品政策（IPP）と廃棄物管理を考慮して目標を達成するための行動：

(i) 以下を含めて持続可能な利用と資源管理に関するテーマ上の戦略を策定する：

- ・材料フロー分析による輸出入を含む材料と廃棄物の流れの評価
- ・自然資源と廃棄物に関する政策上の施策の効果と補助金のインパクトの再検討
- ・経済成長と環境への悪影響を切り離しながら資源の効率利用と資源利用の削減を実現するための目標の設定
- ・原材料、エネルギー、水、その他の資源の効率利用、持続可能な利用を刺激する生産方法と生産技術の促進
- ・資源の効率利用に関するリサーチ、技術移転、市場を基盤とした経済的な手段、ベストプラクティス・プログラム、指標を含めた広い分野に渡った手段の立案と実施

(ii) 以下によって廃棄物を抑制、管理する施策を策定して実施する：

- ・2010 年までに達成すべき、廃棄物を量的、質的に削減する目標の立案（EU 委員会が 2002 までに提案）
- ・環境にやさしい持続可能な製品デザインの奨励
- ・廃棄物抑制に貢献することができるという公衆の自覚の強化
- ・再使用と回収を刺激したり、製品に関連する対策によって特定の物質や材料を排除するなど、廃棄物の抑制を刺激するその他の施策の立案
- ・廃棄物管理の分野におけるさらなる指標の策定

(iii) 以下を含めた廃棄物のリサイクルに関するテーマ上の戦略を策定する：

- ・廃棄物の分別、回収、リサイクルを確立するための施策
- ・製造者責任の強化
- ・環境にやさしい廃棄物処理・リサイクル技術の開発とその技術移転

(iv) 以下の廃棄物に関する法規を立案、改正する：

- ・建設副産物、解体廃棄物
- ・スラジ（1986 年 6 月 12 日の指令 86/278/EEC）
- ・有機分解性廃棄物
- ・容器包装廃棄物（1994 年 12 月 20 日の指令 94/62/EC）
- ・廃バッテリー（指令 91/157/EEC、93/86/EEC）

- ・廃棄物の輸送（1993年2月1日の指令 259/93/EEC）
- ・廃棄物か、廃棄物でないかを区別する分類
- ・1975年7月15日の廃棄物枠組み指令 75/442/EEC の附属書 IIA と IIB を改善するための適切な基準の策定

2.2.4. 廃棄物に関するテーマ上の戦略

廃棄物処理の問題は EU にとり益々重要な課題となっている。現在 EU 市民が年間に排出する廃棄物量は平均で 550 キログラムに上り、90 年代初期に第 5 次環境行動計画で設定された目標値 330 キログラムを大幅に上回っている。廃棄物管理に関して規定する EU 法規は 10 以上存在するが、廃棄物を抑制する EU の政策は不完全で効果的でないと多くの指摘がある。こうした問題に対処するため、EU 委員会は第 6 次環境行動計画の枠内で採択される廃棄物に関するテーマ上の戦略を策定するため、2003 年に将来の廃棄物の抑制とリサイクルを目的としたテーマ上の戦略に関する聴聞を開始した。

聴聞の結果を配慮して作成されたテーマ上の戦略草案（COM(2003)301final）は、2003 年 5 月 27 日に EU 委員会によって提示された。EU 委員会の草案は、廃棄物の抑制とリサイクルを基盤とするこれまでの EU の廃棄物政策を大幅に再検討する枠組みとなるもので、経済成長を廃棄物の発生から切り離し、廃棄物の抑制を廃棄物政策の最も重要な政策にすることを打ち出している。

この EU 委員会の草案は、聴聞や欧州理事会と欧州議会での審議を経て、2004 年末までに戦略の立法化に向けて最終案として取りまとめられる予定であったが、実際には、最終案は 2005 年 12 月 21 日に指令案の形で提示された（COM(2005)667final）。以下では EU 委員会の草案の主な内容とそれに対する各界の見解について整理する。

1) 主な内容：

テーマ上の戦略が一番の目的とするのは、資源利用と廃棄物の発生量を経済成長から切り離すことである。EU 委員会はそのためには、法的手段、自主的な手段、経済的な手段を均等に組み合わせる必要があると考える。EU 委員会の草案は、EU が直面している最も重要な課題として以下を挙げている。

- ・各加盟国が、既存法規を完全に実施するため、最大限の努力を払う必要がある。
- ・廃棄物抑制政策を成功に導くだけの科学的分析が要求されている（現在、信用できる廃棄物に関する統計データがない）。
- ・リサイクルの重点をエンドオブライフ製品（EOL）の考え方から再生材料獲得へ移行させる。
- ・再利用の促進を目的とした調和された標準を確定する。
- ・廃棄物の定義に関して、新しい議論を開始する。

- ・ EU レベルにおける全般的なリサイクル目標が必要かどうか検討する。

これらの課題に対処するため、EU 委員会は将来のテーマ上の戦略に向けて以下の 4 つの柱を確立することを提案した。

1) 廃棄物抑制を促進する手段：

各国の消費者刺激策や廃棄物抑制計画に関する情報交換の促進など。

2) 廃棄物のリサイクルを促進する手段：

廃棄物処分税、製造者責任、廃棄物排出権取引（イギリスがすでに実施）、刺激策、リサイクル標準の導入など。

3) 廃棄物リサイクルに関する標準の穴を埋めるための施策：

廃棄物のすべての分野への IPPC（総合的汚染防止管理）指令の適用、リサイクル標準規定の策定など。

4) 廃棄物の抑制、リサイクルを促進するためのフォローアップ措置：

法規の改善、研究開発の促進、再生材料の需要促進

2) 見解：

・ 環境閣僚理事会：

加盟国の環境関係大臣は 2004 年 7 月の閣僚理事会で、廃棄物の抑制を中心とした廃棄物政策を基盤とする EU 委員会の戦略に同意した。ただ、製品の生産プロセスとライフサイクルの問題に取り組む必要性を強調するとともに、廃棄物抑制に向けて量的な目標とその他の指標をまだ最終決定としないよう要求した。リサイクル標準に関しては、EU 域内で共通の標準を持つという目標を支持するとともに、特定の廃棄物とリサイクル施設に関して標準案を提示するよう求めた。環境関係大臣は、リサイクル市場が効率よく機能するのをさまたげる技術、経済上の障害を取り除き、公共部門の調達などによりリサイクル製品の需要を促進することで EU のリサイクル市場を強化することが非常に重要と指摘。しかしながら、閣僚理事会は、廃棄物処分税の導入や排出への支払い原則等リサイクル促進のための経済的な手段の導入に係る判断は、地域レベルで、その導入の是非を判断するのが適切であるので、加盟国に委ねるべきだと指摘した。（このようなやりとりを念頭に、EU 委員会関係者はこの手段は最終確定案には盛り込まれない模様だと言及している。）

・ 欧州議会：

欧州議会は 2004 年 3 月の決議文で、廃棄物の抑制を優先させるよう EU 委員会に対してアピールし、環境に優しいことが明確な場合に限り、廃棄物処分を再利用とリサイクルより優先させるべきだとした。ただ、リサイクルは効果が重要であり、自己満足で終わってはならないと警告した。また、製造者側の製造プロセスに重大な影響を与える可能性があるので、廃棄物量の削減を義務化

することには反対で、地域レベル、業界レベルの自主規制の形で廃棄物量の削減を促進すべきだとした。

- ・欧州産業連盟（UNICE）：

廃棄物抑制に関して目標を設定するのは適切な手段ではなく、自主規制ベースの統合製品政策（IPP）を指令の形で規定する方法が廃棄物抑制には適切と指摘。製造者責任の問題に関しては、製造者から卸売者、販売者、消費者まで製品に関わるすべての関係者が廃棄物の処理、リサイクルに責任を負う必要があると強調する。特に、廃棄物の回収は自治体政府の管轄に止めるべきだとしている。

- ・欧州自治体等協議会（CEMR）：

欧州の自治体政府の団体である欧州自治体等協議会（CEMR）は、廃棄物は廃棄物が発生する場で処理するのが適切だとしている。その理由として、これまでの経験で、地元での処理が効果が証明されていると指摘。同時に地元レベルであらゆる関係者が廃棄物問題に参画するとともに、廃棄物抑制が重要な課題であることが受け入れられることが大切だと指摘。あわせて、明確なリサイクル目標の設定とともに、製造者責任の拡大も支持。製造者責任を拡大すれば、廃棄物管理の負担が納税者である一般消費者だけの負担になることを回避することが可能としている。